

整備管理者制度の解説

平成19年7月
国土交通省関東運輸局

< 総論 >

1 - 1 . 整備管理者制度の趣旨について

整備管理者制度は、本来、自動車の使用者（以下「使用者」という。）が、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第47条の規定等に基づき、その使用する自動車の点検及び整備並びに車庫の管理について自主的に安全確保及び環境保全を図るための注意を払うべきであるものの、

- ・ 使用する自動車の台数が多い場合には、使用者自らが点検・整備について管理することが困難となり、管理・責任体制が曖昧になるおそれがあること
- ・ 大型バスのような車両構造が特殊な自動車で事故の際の被害が甚大となる自動車を用いる場合には、専門的知識をもって車両管理を行う必要があること

等から、整備管理者を選任し、使用者に代わって車両管理を行うことにより、点検・整備に関する管理・責任体制を確立し、自動車の安全確保、環境保全を図るために設けられているものです。

1 - 2 . 整備管理者の業務及び役割について

整備管理者に求められる業務は、上記の趣旨に基づいて、法第50条において「自動車の点検及び整備並びに自動車車庫の管理に関する事項を処理」することとされています。

具体的には、整備管理者は少なくとも

- ・ 日常点検について、その実施方法を定め、それを実施すること又は運転者等に実施させること
- ・ 日常点検の実施結果に基づき、自動車の運行の可否を決定すること
- ・ 定期点検について、その実施方法を定め、それを実施すること又は整備工場等に実施させること
- ・ 上記以外の随時必要な点検について、それを実施すること又は整備工場等に実施させること
- ・ 日常点検、定期点検又は随時必要な点検の結果から判断して、必要な整備を実施すること又は整備工場等に実施させること
- ・ 定期点検又は前号の必要な整備の実施計画を定めること
- ・ 点検整備記録簿その他の記録簿を管理すること
- ・ 自動車車庫を管理すること
- ・ 上記に掲げる業務を処理するため、運転者及び整備要員を指導監督すること

の業務を行うことが必要です。

道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「規則」という。）第32条第1項の規定により、使用者は、整備管理者がこれらの業務を適確に遂行できる体制を整えるとともに、整備管理者に、上記の業務を行うために必要な権限を与えなければならないこととされています。

これは、使用者の内部組織における整備管理者の執行する業務とこれに伴う権限を明確にし、自主管理体制の確立を図るとともに、整備管理者に使用者から独立した権限が与えられることにより、仮に利益追求を最優先する使用者が安全確保・環境保全を軽視して自動車を運行させようとした場合であっても、整備管理者が利益追求のみにとらわれること

なく安全確保・環境保全の観点から運行可否の決定等を行い、適切な車両運用を確保させるために規定されているものです。

自動車の安全な運行のためには、適切な運行可否の決定が必要不可欠ですが、そのためには、日常点検の実施結果に係る情報が必要です。また、日常点検には、走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に実施する項目もあり、そのような項目を適切に実施するためには、前日までの実施状況等を踏まえて日常点検を行うことが望まれます。

したがって、日常点検を実施した際には、その結果を点検実施者が記録したうえで整備管理者に報告するとともに、整備管理者がその記録の保存・管理に努めてください。

なお、記録の様式については特に定めがありませんが、少なくとも日常点検を実施した車両及び点検の実施結果（基準に適しているか否か及び基準不適合箇所）について確認可能なものとする必要があります。

また、点検整備記録簿については、自動車に備え置き、定期点検整備等を実施したときに記載することが義務付けられていますが、整備管理者が適切に管理を行うためには、営業所において記録の参照ができることが求められます。

したがって、以下の2点を実施してください。

定期点検整備の実施計画は、点検整備を実施した旨をその年月日等の情報とともに記載し、営業所において保存すること

点検整備記録簿の写し又は電子的記録等のこれと同等と認められるものを営業所において保存すること

1 - 3 . 整備管理規程について

整備管理者の業務内容、地位等を明示することにより自主的な車両管理体制を確立させるため、規則第32条第2項には、整備管理者の義務として、規則第32条第1項各号に掲げる事項の執行に係る基準に関する規程（以下「整備管理規程」という。）の策定が明記されています。

したがって、整備管理規程には、規則第32条第1項各号に掲げる権限に基づく業務が明記されていることが最低限必要ですが、それに加えて、いかなる権限を付与するか等については使用者の業態等によることから、整備管理規程の策定に当たっては、事業用、自家用の別又は使用車両数等の実情をよく考慮する必要があります。

また、整備管理規程は、可能な限り具体的に記述されていることが必要であり、規則第32条第1項各号に掲げる事項を形式的に記載することで事足りりとするものがないよう留意してください。

さらに、整備管理者は、上記の整備管理規程に基づき、その業務を行わなければならないことから、違反事実が発覚した場合には、法第53条に基づく解任の命令が発せられることがあります。

1 - 4 . 使用者の義務

使用者は、法第50条の規定に基づき、整備管理者を選任し、自動車の点検及び整備並びに自動車車庫の管理に関する事項を整備管理者に処理させることはもちろんのこと、選

任した後であっても、法に規定される自動車の点検・整備を行う義務、保安基準に適合した状態を維持させる義務、継続検査等の検査を受検する義務等を負っています。

このため、整備管理者を選任したからといって車両管理を整備管理者に任せきりにするのではなく、使用者自らも整備管理者が適切に車両管理を行っているか、自動車が適切に整備されているかについて、常に注意と指導・監督を怠ってはなりません。

上記に加えて、使用者は、規則第32条第1項の規定により同項に掲げる権限を整備管理者に与え、整備管理者が適切に業務を行うことができる体制を整えなければなりません。

なお、民法第715条（使用者責任）の規定にかんがみると、使用者が整備管理者に相当の注意及び監督を尽くしていたにもかかわらず、整備管理者がその業務を怠った場合には、使用者には責任はないと解されますが、使用者が整備管理者を選任し、必要な権限を与えたことのみでは、「相当の注意及び監督を尽していた」との証明にはなりません。

したがって、使用者はその義務を十分に認識するとともに、定期的に整備管理者から車両管理状況についての報告を受ける等の体制整備が必要です。

1 - 5 . 整備管理者の地位について

整備管理者の地位は、付与される権限の広狭により定まってくるものですが、その権限の広狭にかかわらず、使用者に代わり点検・整備を励行させる監督者であるとともに、使用者に対しては、安全確保及び環境保全を図るために自動車の整備計画又は車庫の改善計画等を進言する第三者的性格といえます。国が行う臨時検査のような強制手段によらずに、自動車の安全性を確保する手段としてこの第三者的性格に重要な意義を持っています。

したがって、このような性格をもつ整備管理者は、本来の業務を適確に遂行するためには、使用者の内部組織において、必要な地位を有する職員であるべきと考えられます。

< 選任要件 >

2 . 整備管理者の選任が必要な使用の本拠について

法第50条の規定に基づき整備管理者の選任が必要な使用の本拠は、次表のとおりです。

車種	台数（使用の本拠ごと）
バス（乗車定員11人以上の自動車）	【事業用・レンタカー】 ・ 1 台以上
	【自家用（レンタカーを除く）】 ・ 乗車定員30人以上の自動車は 1 台以上 ・ 乗車定員11人以上29人以下の自動車は 2 台以上
事業用トラック、タクシー （乗車定員10人以下の自動車） ----- 自家用大型トラック（レンタカーを含む。） （車両総重量 8 トン以上）	・ 5 台以上
自家用乗用車（レンタカーに限る。） 自家用中・小型トラック（レンタカーに限る。） 貨物軽自動車運送事業用自動車	・ 1 0 台以上

< 資格要件 >

3 - 1 . 整備管理者の資格要件について

整備管理者として選任するためには、規則第31条の4に規定する次のいずれかの資格要件を満たすことが必要です。

資格要件
(1) 整備の管理を行おうとする自動車と同種類の自動車の点検若しくは整備又は整備の管理に関する2年以上の実務経験を有し、かつ、地方運輸局長が行う研修を修了した者であること
(2) 一級、二級または三級の自動車整備士技能検定に合格した者であること
(3) 前2号の要件に掲げる技能と同等の技術として、国土交通大臣が告示で定める基準以上の技能を有すること(現在、該当するものはありません。)

3 - 2 . 資格要件の解釈について

前記資格要件の解釈は次のとおりです。

(1) 「点検又は整備に関する実務経験」とは、以下のものをいいます。

整備工場、特定給油所等における整備要員として点検・整備業務を行った経験(工員として実際に手を下して作業を行った経験の他に技術上の指導監督的な業務の経験を含む。)

自動車運送事業者の整備実施担当者として点検・整備業務を行った経験

(2) 「整備の管理に関する実務経験」とは、以下のものをいいます。

整備管理者の経験

整備管理者の補助者として車両管理業務を行った経験

整備責任者として車両管理業務を行った経験

(3) 「整備の管理を行おうとする自動車と同種類の自動車」とは、

イ) 二輪自動車

ロ) 二輪自動車以外

の2種類です。

なお、実務経験を積んだ整備工場等で、複数の車種の整備等を行っていた場合には、整備等を行っていた全ての車種に係る実務経験を有しているとみなせることから、その車種に係る整備管理者に関する資格要件を満たすと解せます。

また、選任される事業場で最も多く使用されている自動車に係る実務経験を有していれば、当該事業場に異なる車種の自動車があったとしても、資格要件を満たすと解して差し支えありません。

(4) 「地方運輸局長が行う研修」とは、選任前研修をいい、どの運輸支局が実施した選任前研修であっても、また、いつ修了した研修であっても認められます。

< 補助者 >

4 . 整備管理者の補助者について

整備管理者は、法第50条に基づき、規則第32条第1項各号に掲げる業務を自ら執行

することが原則です。

ただし、整備管理者が自ら業務を行うことができない場合は、規則第32条第2項に基づき、業務の執行にかかる基準を定め、これに基づき、予め選任された補助者を通じて業務を執行することができます（運行可否の決定及び日常点検の実施の指導等、日常点検に係る業務に限る。）

この場合、業務の執行に係る基準は、次の条件を満足するものであり、かつ、条件を満足していることが整備管理規程に明記されていることが必要です。

補助者を置く場合に定める「業務の執行にかかる基準」が満足すべき条件

- (1) 補助者は、整備管理者の資格要件を満足する者又は整備管理者が研修等を実施して十分な教育を行った者のうちから選任すること。
- (2) 補助者の氏名等及び補助する業務の範囲が明確であること。
- (3) 整備管理者が、補助者に対して下表に基づいて研修等の教育を行うこと。

教育をするとき	教育の内容
1. 補助者を選任するとき	・ 整備管理規程の内容 ・ 整備管理者選任前研修の内容（整備管理者の資格要件を満足する者に対しては実施しなくてもよい。）
2. 整備管理者が整備管理者選任後研修を受講したとき	・ 整備管理者選任後研修の内容（他の営業所において整備管理者として選任されている者に対しては実施しなくてもよい。）
3. 整備管理規程を改正したとき	・ 改正後の整備管理規程の内容
4. 行政から情報提供を受けたときその他必要なとき	・ 行政から提供された情報等必要な内容

- (4) 整備管理者が、業務の執行に必要な情報を補助者にあらかじめ伝達しておくこと。
- (5) 整備管理者が、業務の執行結果について、補助者から報告を受け、また必要に応じて結果を記録・保存すること。

この基準を適切に定めず又はこれに違反した場合は、整備管理者の解任命令の対象となり得ます。また、その結果、適切な整備管理が行われず、定期点検が未実施であった場合等には、自動車運送事業者の処分基準に基づいた行政処分等を受けることとなります。

なお、1人の整備管理者では車両管理することが困難であるほど、多くの自動車を使用している場合は、補助者を選任し、整備管理者の責任のもとに車両管理義務の補助をさせることが必要です。ただし、この際、整備管理者を本社等の役員が兼職し、運行可否の決定及び日常点検の実施の指導等日常点検に係る業務に止まらず、その他の業務までも補助者に任せきりにするなどの抽象的な存在となることは適当ではありません。

あくまでも、整備管理者は、各「使用の本拠ごと」に選任することが原則です。

< 兼職等 >

5. 整備管理者の兼職及び外部委託について

「兼職」とは、整備管理者がその選任に係る事業において整備管理者以外の業務を兼ねること又は他の使用の本拠においても整備管理者の業務を兼ねることをいい、「外部委託」とは、他の企業に所属する職員から整備管理者を選任することをいいます。

兼職

整備管理者は兼職を行うことが可能ですが、兼職を行っている場合であっても必要な整備管理が確実に行われることが求められます。このため、下に掲げる管理体制の(1)及び(2)に適合することが兼職の条件となります。

兼職を行う際に満足すべき管理体制

- (1) 兼職する業務内容が整備管理規程等により明確であり、かつ、兼職することについて雇用者又は事業場責任者が承認していること。
- (2) 兼職に関わる事業者間の距離が、それぞれの業務を行うに支障とならないこと。

また、兼職によって適切な車両管理の遂行に支障が生じると認められる場合には、自動車の使用の本拠ごとに整備管理者を選任する必要があります。車両管理が適切に行われていないことが確認された場合、解任命令の対象となり得ます。

したがって、整備管理者が兼職をする場合、その兼務している業務の内容(地位、権限)及び業務量が、整備管理者としての業務遂行上、大きな影響を及ぼすので、整備管理者としての業務が適正に遂行できるかどうかを判断することが不可欠です。

外部委託

事業用自動車の場合(グループ企業内(委託先と委託元が同一のグループに属する場合を指す。以下同じ。)に限る。)

事業用自動車については、原則として整備管理者の外部委託は認められませんが、以下の(1)~(4)の条件を全て満足する場合には、自企業内で選任する場合と同等の整備管理を行うことができると考えられるため、例外的に外部委託が認められます。

なお、本取扱いはあくまでも例外であるので、厳格に運用されます。

・事業用自動車について、例外的に外部委託が認められる条件

- (1) 委託者及び受託者がグループ企業内であること。
- (2) グループ企業が一体となって輸送の安全確保に取り組む体制を確保するため、安全管理規程及び整備管理規程その他必要な規程類について、次の条件を満たしていること。
 - イ) グループ企業が共同で作成していること。
 - ロ) 親会社と子会社の関係のみならず、子会社同士の関係においても、親会社を介して判断基準を統一することを目的として、親会社の子会社に対し指揮、命令

及び教育を行う旨が明記されていること。

ハ) 整備管理者が委託者に対し財政面を含めた意見具申を直接行うことを目的として、定期(3月に1回以上)に会議等を開催する旨が明記されていること。

(3) 整備管理の適切な実施を担保するため、次の条件を満たしていること。

イ) 外部委託をすることについて、受託者及び受託者の事業主又は事業場責任者が同意・承認していること。

ロ) 整備管理者が他の業務又は役職を兼ねている場合、その兼職内容及び兼職に関わる事業所間の距離が、整備管理者の業務を行うに支障とならないこと。

(4) 当該事業者が、過去2年間のうちに(1)~(3)の条件に違反したとして、整備管理者の選任義務違反とされた者でないこと。

この条件に違反して外部委託していることが判明した場合、正規の整備管理者は存在しないこととなるため、整備管理者の選任義務違反となり、行政処分等の対象となります。

自家用自動車の場合

自家用自動車の整備管理者を外部委託する場合には、管理体制が以下の(1)~(4)の全ての条件に適合することが必要です。

・ 自家用自動車の整備管理者を外部委託する際に満足すべき管理体制

(1) 兼職する業務内容が整備管理規程等により明確であり、かつ、兼職することについて雇用者又は事業場責任者が承認していること。

(2) 兼職に関わる事業者間の距離が、それぞれの業務を行うに支障とならないこと。

(3) 規則第32条に定める業務のうち運行可否の決定、定期点検整備実施の計画の策定、定期点検整備記録簿等の管理、自動車車庫の管理並びに運転者等に対する指導監督について整備管理者を補助し、連帯して車両管理を行う、自企業の所属職員による整備責任者を設けていること。

(4) 委託先の事業主との間に取り交わされた業務委託の内容、責任等の内容が整備管理規程に明文化されていること。

< 選任届 >

4 - 1 . 選任届の添付書類

選任届出書には、整備管理者に選任した者が資格要件に該当することを挙証する書面、法第53条の解任命令により解任され、解任の日から2年を経過していない者でないことを確認できる書面及び整備管理者本人が同意していることを確認できる書面を添付してください。

上記の必要書面を含め、選任届の際に必要な書面は下表左欄の届出者ごとに同表中欄のとおりです。

提出等が必要な届出者	必要書面	備考
外部委託をしない場合	<p>整備管理者が資格要件を満たしていることを証明する書面</p> <p><第1号(実務経験)の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 「点検又は整備」、「整備管理者」、「補助者又は整備責任者」の業務を行っていた経歴が記載された書面(当該業務を行っていた事業主の押印又は自筆署名があるもの又は使用証明書) 上記が提出できない場合には、2年の実務経験を有することがわかる選任後研修(旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第46条及び貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成2年運輸省令第22号)第15条の研修をいう。以下同じ。)の修了を証明する書面等の写し 選任前研修修了証明書の写し <p><第2号(整備士)の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 合格証明書の写し <p>整備管理規程</p> <p><補助者を選任する場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 「4.整備管理者の補助者について」の(1)~(5)に定める条件を満足していることが必要。 <p>被選任者が、過去2年間のうちに、解任命令を発令された者でないことが記載された書面(被選任者が証明し、その押印又は自筆署名があるもの)</p> <p>被選任者が届出書の内容に同意したことがわかる書面(被選任者の押印又は自筆署名があるもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 提示 整備管理規程の内容が実際の業務に即していない場合には解任命令の発令対象となり得ます。
グループ企業内において、整備管理者を外部委託する場合	<p>整備管理者が資格要件を満たしていることを証明する書面(と同様)</p> <p>外部委託先がグループ企業内であることを証する書面(登記簿、営業報告書等及び組織図等)</p> <p>整備管理規程、安全管理規程その他の規程類</p> <ul style="list-style-type: none"> 「5.整備管理者の兼職及び外部委託について 外部委託 グループ企業内の場合」の(2)に定める条件を満足していることが必要。 <p><補助者を選任する場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 「4.整備管理者の補助者について」の(1)~(5) 	<ul style="list-style-type: none"> 提示 提示 整備管理規程の内容が実際の業務に即していない場合には解任命令の発令対象となり得ます。

	<p>に定める条件を満足していることが必要。</p> <p>委託先の事業主の同意書（押印又は自筆署名のあるもの）</p> <p>被選任者が届出書の内容に同意したことがわかる書面（被選任者の押印又は自筆署名があるもの）</p> <p>適切な車両管理が出来ることを証明する書面（以下のうちから必要に応じて）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託に係る契約書の写し ・ 兼職の内容及び業務の割合が確認できる書類 ・ 兼職に係る事業所間の距離が確認できる書類 <p>当該事業者が、過去2年間のうちに、グループ企業内における外部委託に関する条件に違反したとして、整備管理者の選任義務違反とされた者でないことが記載された書面（当該事業者が証明し、その押印又は自筆署名があるもの）</p> <p>被選任者が、過去2年間のうちに、解任命令を発令された者でないことが記載された書面（被選任者が証明し、その押印又は自筆署名があるもの）</p>	<p>・ 提示</p>
<p>自家用において、整備管理者を外部委託する場合</p>	<p>整備管理者が資格要件を満たしていることを証明する書面（と同様）</p> <p>整備管理規程</p> <p>< 補助者を選任する場合 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「4. 整備管理者の補助者について」の（1）～（5）に定める条件を満足していることが必要。 <p>被選任者が、過去2年間のうちに、解任命令を発令された者でないことが記載された書面（被選任者が証明し、その押印又は自筆署名があるもの）</p> <p>被選任者が届出書の内容に同意したことがわかる書面（被選任者の押印又は自筆署名があるもの）</p> <p>委託先の事業主の同意書（押印又は自筆署名のあるもの）</p> <p>適切な車両管理が出来ることを証明する書面（以下の全て）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託に係る契約書の写し ・ 整備責任者の氏名 	<p>・ 提示</p> <p>・ 整備管理規程の内容が実際の業務に即していない場合には解任命令の発令対象となり得ます。</p> <p>・ 提示</p> <p>・ 届出書に付記する。</p>

4 - 2 . 兼職に係る欄の記入について

被選任者が兼職を有している場合には、その兼務している業務の内容（地位、権限）及び業務量が、整備管理者としての業務を遂行する上で大きな影響を有するので、整備管理者がその業務を適正に遂行できるかどうかを判断するため、規則第33条第1項第7号の規定が設けられています。

記載すべき兼職の職名は、当該事業における職制上の名称をそのまま記載すればよく、整備管理者が他の職名を有する場合であってもそれが整備管理者の業務に対して与えられたものである場合には、兼職を有することにはなりません。参考として、整備管理者の業務に該当する職名である旨を付記してその職名を記載してください。

職務内容については、職名により業務内容が明瞭に判断される場合（例えば運転者、工場長等）は、これを省略して差し支えありません。

4 - 3 . 整備管理規程及び委託契約書の確認

整備管理規程及び委託契約書については、以下の内容が明記されていることが必要です。

整備管理規程

- ・ 規則第32条第1項各号に掲げられる権限が付与されていること
- ・ 整備管理者が与えられた権限に基づき、適切に業務を行うこと
- ・ 外部委託の場合にあっては、必要な内容が明文化され、外部委託の条件を満たしていること
- ・ 補助者が選任されている場合にあっては、必要な内容が明文化されていること
- ・ その他、適切な車両管理を行う体制であること

委託契約書

- ・ 自家用において外部委託している場合にあっては、整備責任者が選任されていること
- ・ 自家用において外部委託している場合にあっては、整備管理者と整備責任者の連絡体制が整備されていること
- ・ 業務委託内容、業務方法及び責任が明文化されていること

4 - 4 . 届出をしなかったこと又は虚偽の届出に対する罰則

選任届出の届出期限及び内容の真偽の如何によっては法第110条第1項第3号の規定が適用され、20万円以下の罰金が課されます。

数度にわたる催促にもかかわらず3ヶ月以上もの間、届出を行わなかった場合や以下に掲げるような悪質な虚偽届出を行った場合については、罰則の対象となります。

- ・ 届出された実務経験に虚偽があり、実際には、当該整備管理者が資格要件を満たしていなかった場合
- ・ 自動車整備士技能検定に合格していたことに虚偽があり、実際には、当該技能検定に合格していなかった場合

< 解任命令 >

6 . 整備管理者の解任命令について

法第53条の規定により、地方運輸局長は、整備管理者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、その使用者に対して、整備管理者下記のような事例が発生した場合には、解任命令の対象となることがあります。

- (1) 整備不良が主な要因となる事故が発生した場合であって、その調査の結果、当該自動車について日常点検整備、定期点検整備等が適切に行われていなかったことが判明した場合
- (2) 整備不良が主な要因となる事故が発生した場合であって、その調査の結果、整備管理者が日常点検の実施方法を定めていなかったり、運行可否の決定をしていなかった等整備管理規程に基づく業務を適切に行っていなかったことが判明した場合
- (3) 整備管理者が自ら不正改造を行っていた場合、不正改造の実施を指示・容認した場合又は不正改造車の使用を指示・容認した場合
- (4) 選任届の内容に虚偽があり、実際には資格要件を満たしていなかったことが判明した場合又は選任時は資格要件を満たしていたものの、その後、資格要件を満たさなくなった場合
- (5) 日常点検に基づく運行の可否決定を全く行わない、複数の車両について1年以上定期点検を行わない、整備管理規程の内容が実際の業務に即していない等、整備管理者としての業務の遂行状態が著しく不適切な場合

なお、ここでいう「事故」とは、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条第1号、第2号及び第6号に定めるものをいいます。

< 選任前研修 >

7 - 1 . 選任前研修の趣旨について

近年、整備管理者に管理能力が求められているとともに、整備管理者になろうとする者は道路運送車両法等の法令の基礎的な知識を有していることが必要であることから、これらの知識・能力を備えさせることを目的としたものです。

7 - 2 . 選任前研修のカリキュラム

選任前研修については、車両管理業務を行うに当たって必要な基礎的知識及び基礎的能力を備えさせるための項目である次の内容を中心として行うこととされています。

- 整備管理者制度の趣旨、目的
- 整備管理者の業務、権限
- 点検・整備の方法
- 整備管理者の関係法令

(選任前研修)

科目及び内容	時間(分)	備考
<p>1.整備管理者の役割 整備管理者制度の趣旨及び目的 整備管理者の選任を必要とする使用者 整備管理者になるために必要な資格 整備管理者の法定業務 整備管理者の研修の必要性 整備管理者の選任届出に関する事務手続の要領</p>	30	
<p>2.自動車の点検整備(日常点検・定期点検)の内容 点検・整備の義務、目的及び体系等 点検・整備の内容及び項目 日常点検の方法 日常点検の実務(車両異常箇所の見方と判断、管理事例等) 定期点検の方法 定期点検の実務(計画の要点、距離や時間に応じた部品の交換サイクル、管理事例等)</p>	60	<p>・可能な限り、ビデオや実車などを用いる ・可能な限り実例を用いて説明する</p>
<p>3.路上車両故障等の発生状況とその防止対策 車両故障の発生状況 車両故障の事例及びその防止対策 車両故障に起因する自動車事故報告について</p>	45	
<p>4.車両管理上必要な関係法令 道路運送車両法の目的・体系 車両管理上必要な法、施行令、施行規則、保安規則及び自動車点検基準 上記関係通達</p>	15	
<p>5.車両管理の内容 車両管理の義務及び目的 車両管理の内容及び実務(部品・資材管理、車庫管理等)</p>	15	
<p>6.運転者等に対する指導教育(方法と実務) 安全運転の基本(車両構造が運転に与える影響等) 自動車の構造装置 日常点検等点検整備の方法 車両故障や事故時の処置方法</p>	15	
<p>7.整備に関する行政情報、整備に関連する業界情報、車両技術に関するメーカー情報の提供 整備に関する行政情報(プレスリリース等)の提供 その他の整備に関連する情報提供 車両技術に関するメーカーの情報提供 上記情報を取得するための方法に関すること</p>	30	

< 選任後研修 >

8. 選任後研修の役割・必要性について

選任後研修は、運送事業者が選任している整備管理者に対し、選任後、自動車技術の進歩及び保安基準や法定点検項目の改正等の法令改正その他の自動車を取り巻く環境の変化を周知することにより、整備管理者の知識・能力を維持・向上させるために行っているものです。

仮に、整備管理者が選任後研修を受けないまま車両管理業務を行った場合には、整備管理者が法令改正に伴う点検項目の改正を知らずに車両管理を行い必要な点検・整備を行わないまま自動車を運行させたり、新しい自動車技術に十分対応できないことから、適切な点検・整備を行わずに自動車を運行させるなど、自動車の安全確保、環境保全が図られなくなるおそれがあります。

このことからわかるように、選任後研修は整備管理者の管理能力を維持・向上させるため、また、適切な点検・整備を行わせるために、非常に重要です。

また、近年の自動車技術の進歩や自動車を取り巻く環境の変化は、過去に例がないほど急速なものになっていること等から、それに対応した車両管理を行うために、研修の重要性はますます高まっています。

なお、運送事業者は、選任した整備管理者について研修を行う旨の通知を受けたときは整備管理者（前年度の選任後研修を修了した者を除く。）に当該研修を受けさせなければなりません。

選任後研修を受けさせることは事業者の義務であることから、研修を受講させない事業者に対しては、別途定める処分基準に基づき行政処分等の対象となります。

【適用時期及び経過措置】

「事業用の外部委託の原則禁止」及び「補助者」に関する取扱いは、平成19年9月10日から適用されます。ただし、同日時点で外部委託を行っている自動車運送事業者にあつては同日から2年間、同日以前に自動車運送事業の許可申請をした者にあつてはその申請による輸送の開始の日から2年間、外部委託を継続することができます。

したがって、その間に、2年間の実務経験を満たすこととなる者に選任前研修を受けさせる等して自企業内から整備管理者を選任してください。